

議会基本条例推進協議会の報告
これまでの議会改革の取り組み

高山市議会では議会基本条例制定後、第2クール（平成27年〜30年度）の間、議会基本条例に基づく議会改革を行ってまいりました。

平成30年12月定例会において、その経過を報告するとともに、議会基本条例推進協議会（以下「推進協」という。）の会長である議長より、議員定数等に関する議会の見解を報告しました。

議会基本条例第22条では、議員定数について、「議員定数は、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとし、議員定数の条例改正議案は、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出

するものとする。」

「委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。」と規定しています。

次の選挙まで半年を切った状況の中では、市民意見や専門家の意見を聴取する機会の創出や枠組み作りなどほできませんので、来期においてしっかりとした枠組みを提案し、市民参加を担保し、専門家の意見も踏まえた議論の物差しを作ることをお約束し、次期の議員定数を現行の24人とすることとし報告致しました。

市民の皆様にもご理解をいただけるよう全文をご紹介しますとともに、これまでの取り組みを報告いたします。

高山市議会の議員定数等に関する見解

高山市議会は、平成17年2月の市町村合併に伴い、議員定数が定数特例で36人となるなか、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととし、平成21年12月、議会改革等に関する特別委員会を設置し、議会のあるべき姿について議論を重ねてまいりました。

そのなかで、議会の果たすべき役割について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を平成23年の改選で全市一区・定数24人に見直すとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、政策討論会の開催、委員会による政策提言の実施など、さまざまな議会改革の取り組みをすすめてまいりました。

議論と行動を重ねるなか、市民の声を市政に反映させるため市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるよう議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うため合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、市の政策水準の向上を図るため積極的に政策提言を行うことを強く認識し、平成23年3月、議会基本条例を制定し、その実践のなかで必要に応じ改善を行ってきたところであります。

さらに、平成27年8月、議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証するために議会基本条例推進協議会を設置し、議員の政治倫理、議員定数及び報酬、議会活動の評価、広報広聴や市民参加、議会審議のあり方など、議会改革の更なるステージアップを目指し、今日まで議員全員で議論を深めてまいりました。

なかでも、議員の政治倫理、議員定数及び報酬、議会活動の評価においては、専門的知見の活用が必要と考え、平成30年4月、議会アドバイザーとして法政大学副学長の廣瀬克哉氏を委嘱し、その方向性を探るなか、「議員間討議の有用性を担保するには多様な議員の確保が絶対条件である」、「政策立案段階からの議会関与と調査研究のための議員数の確保が必要である」、「常任委員会では違う観点から活発な意見を言う人が複数必要である」などの意見もいただきました。

一方で、議員定数については、市民から削減すべきとの声の一部あることも承知していますが、市民意見交換会でもテーマとして取り上げ、市民からは「行政と同一の見解なら定数は少なくともいい」、「広大な市域を踏まえ定数を増やすべき」などの意見も伺っており、地域の人口減少や少子高齢化が急速に進行し、行政課題が山積するなか、市民は多様な意見を代表する議会に期待していると捉えています。

これらを踏まえ、次年度から有識者や市民による「議会評価委員会（仮称）」を立ち上げ、外部の視点からの議会活動の点検評価とともに、議会のあるべき姿を議論するなかで議員定数及び報酬についても検討していただき、市民と共有できる議論の物差しをつくりあげることとしています。そのため、来期の議員定数は現行の24人とするという判断に至りました。

今後も、引き続き、議会基本条例に定める目的、基本理念、議会の活動原則、議員の責務及び活動原則等に則り、広大な市域における市民の福利の向上を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを約束します。